

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

経営基盤の充実・強化

- ・19年度は、指定管理者制度による利用料金収入の増加や外部委託費の削減等に努めた結果、当期正味財産増加額は40,182千円となっており、県からの委託料・補助金が減少傾向にある中、引続き黒字を計上していることは評価できる。
- ・指定管理者となっている愛媛県総合運動公園及び愛媛県武道館の運営については、積極的な営業活動による大規模イベントの誘致、ホームページを活用した広報活動、利用者アンケート結果を踏まえたサービス向上などに努めた結果、19年度利用者数及び利用料金収入は前年度より増加している(19年度利用者数(前年度比) 総合運動公園:875,187人(10.2%増) 武道館332,644人(14.4%増) 19年度利用料金収入(前年度比) 総合運動公園:36,157千円(25.0%増) 武道館48,890千円(13.9%増))。武道館の利用者数及び利用料金収入並びに総合運動公園の利用料金収入が過去最高を記録するなど、当法人の指定管理者としての積極的な取組みは評価できる。
今後は昨年度2次評価で提言した利用者数等を取組指標として設定するとともに、平日の利用の少ない時間帯のスポーツ教室の開催などにより施設稼働率の向上を図るなどの取組みを進めていただきたい。また、1次評価にあるように、施設機能のPRに努め、コンサートや全国大会等を誘致するとともに、県が支援しているプロスポーツの側面的協力として、Jリーグの試合において、主催者との連携を密にし、観客のリピーターアップにつなげるなど、指定管理者としての取組みを強化し、施設の利用向上を図っていただきたい。(当法人は同施設の指定管理者として、21年4月から5年間の指定を引続き受けている。)
- ・これまでの点検評価でも提言を行ってきた「利用者の動向や類似施設の料金設定を参考にした利用料金の見直し」については、1次評価にあるとおり、状況等の把握に努め、適正料金の設定を引続き検討する必要がある。
- ・スポーツ教室などの実施に当たっては、利用者アンケート等を行い、その結果を踏まえた見直しを行っているが、生涯スポーツは県民自らが主体的に取組むべきものであり、市町・民間等でも積極的に取組まれていることも踏まえ、1次評価にあるとおり、県民ニーズや管理施設の有効活用の観点から事業成果の把握・検証を行い、当法人で取組むべき事業内容の見直しを続けていく必要がある。
- ・当法人は、県から委託を受け、地域住民が主体的に運営し、多様な種目を世代を越えてスポーツを楽しむ「総合型地域スポーツクラブ」の設置を推進している。特に20市町のうちクラブ未設置となっている5市町に対する働きかけを今後強化することとしているが、当法人の設立目的であるスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図るためには、生涯スポーツの普及・振興の基盤となる「総合型地域スポーツクラブ」の設置・推進は極めて重要であり、昨年度2次評価でも提言を行った「クラブ設置数」を取組指標として加えるとともに、引続き地域住民の盛り上がりなどを踏まえ支援の重点化を図るなど効率的な支援を行っていく必要がある。
- ・なお、29年度国体については、競技団体の強化等を担当する県体育協会の所管ではあるが、1次評価にあるとおり、スポーツ人口の拡大や、良好な施設状態の維持などにより、県民総ぐるみでの大会開催に向け、当法人としても引続き支援に取組んでいただきたい。

【収入増加に向けた取組み】

- ・平日の利用者が少ない時間帯でのスポーツ教室の開催やきめ細かい予約管理の実施による、施設稼働率向上
- ・施設機能のPRによるコンサートや全国大会等の積極的な誘致

〔県の関与の適正化に向けた取組〕

人的関与の見直し

- ・20年度、県派遣職員は体育指導員5名(体育教諭)であり、その従事業務はスポーツ・レクリエーション活動の指導・普及等となっており、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興に必要な不可欠であることから、派遣の必要性は認められる。ただし、当法人の設立目的からすると、本来、県からの派遣職員ではなく、当法人のプロパー職員が対応することが望ましいことから、県職員の人的関与のあり方については、1次評価にもあるとおり、今後当法人の経営状況等を勘案しながら検討していただきたい。

〔総合的評価〕

- ・指定管理者となっている愛媛県総合運動公園及び愛媛県武道館の運営については、積極的な営業活動による大規模イベントの誘致や利用者アンケートを踏まえたサービスの向上に努めた結果、両施設とも利用者数や利用料金収入が前年度より増加しており、その取組みは評価できる。今後は「利用者数」等を取組指標として設定し、指定管理者としての取組みの強化を図り、引続き施設利用の向上に努めること。
- ・県の人的関与について、本来、当法人の設立目的からするとスポーツ振興に携わる職員はプロパー職員で対応することが望ましいことから、県職員の人的関与のあり方については、今後当法人の経営状況等を勘案しながら検討すること。